

大阪市告示第698号

矢田南部地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月23日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

G L P 大阪市東住吉区まちづくり特定目的会社

2 事業施行期間

令和4年4月25日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

大阪市東住吉区矢田五丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

矢田南部地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

6 施行認可の年月日

令和4年4月25日

7 変更認可の年月日

令和7年5月23日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）